

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

京都市消防装備規程等の一部を改正する規程
(京都市消防装備規程の一部改正)

第1条 京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

第4条中「所属長」の右に「(室にあつては庶務を担当する課長をいう。以下同じ。)」を加える。

第8条第2項中「消防学校支援課」を「警防部警防課」に、「支援課」を「警防課」に改める。

第20条第1項中「支援課」を「警防課」に改める。

第24条第1項中「支援課」を「警防課」に改める。

別表第1 消防機械の項中

人員輸送車
都市型水害対策車

を

「

活動支援車
都市型水害対策車

に改める。

」

別表第2 所属の頭文字の項中「総務部消防団課」を「消防団・自主防災推進室」に改め、同表所属別の標示色の項中「消防局の課」を「消防局の所属(消防署を除く。)」に改める。

第2号様式注以外の部分中「支援課」を「警防課」に改める。

(京都消防ヘリポート管理規程の一部改正)

第2条 京都消防ヘリポート管理規程の一部を次のように改正する。

第3条中「消防救助課」を「警防課」に改める。

(京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第3条 京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「, 部長」を「, 部長, 室長」に, 「担当部長」を「担当部長, 消防活動総合センター長」に改める。

(京都市消防局航空機運航管理規程の一部改正)

第4条 京都市消防局航空機運航管理規程の一部を次のように改正する。

第3条中「消防救助課長」を「警防課長」に改める。

第4条中「消防救助課」を「警防課」に改める。

附 則

この訓令は, 令和4年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)